

(別紙)

(案)

平成 18 年〇月〇日

金融機関等から業務の委託を受けた者に対する検査について

本年 4 月 1 日より、銀行法、保険業法等に基づき、金融機関等（銀行法、保険業法等に規定する銀行、保険会社等）から業務の委託を受けた者（以下「業務委託先」という。）に対し検査を実施するに当たっては、下記のとおり取り扱うこととしたい。

記

業務委託先に対する検査については、銀行法等の規定により、金融機関等に対し立入り、質問又は検査を行う場合において特に必要があると認めるときに、その必要の限度において実施することができることとされている。したがって、例えば、金融機関等に対する検査を実施する際に、業務委託先における事務処理上の不備やシステム障害等が、金融機関等の業務の適切性、ひいては利用者の利益を損なう可能性がある場合において、金融機関等への立入りではその実態が把握できないときに、業務委託先に対する検査を実施することとする。

また、業務委託先に対する検査は、金融検査に関する基本指針（平成 17 年 7 月 1 日金検第 369 号）（以下「基本指針」という。）に準じて実施することとする。

1. 検査手続

業務委託先に対する検査は、金融機関等に対する検査の一環として実施するものであることから、基本指針Ⅱ－3－2(6)実地調査における手続等に準じて実施するが、業務委託先は、通常実地調査の対象とされる金融機関等の営業所とは性質を異にするものであることから、以下のような取扱いとする。

① 検査の予告・無予告の別

基本指針において、実地調査は原則無予告で実施することとされているが、業務委託先に対する検査の予告・無予告の判断に当たっては、検査の効率性及び実効性を比較考量することとする。

② 業務委託先に対する重要事項の事前説明等

基本指針Ⅱ-3-1（4）に準じ取り扱うこととする。

③ 検査命令書等の提示

基本指針Ⅱ-3-2（1）に準じ取り扱うこととする。

④ 検査関係情報の取扱い

基本指針Ⅱ-4（4）に準じ取り扱うこととする。

2. 検査モニター及び検査結果通知書の取扱い

業務委託先に対する検査は、金融機関等に対する検査の一環として行われることから、検査モニター及び検査結果通知書の交付については、業務委託先に対しては行わず、業務の委託元である金融機関等に対し実施することとする。

3. その他

その他、業務委託先に対する検査に当たっての基本的考え方及び実施手続等については、基本指針に準じて実施することとする。

【参考1】銀行法（抜粋）

第二十五条

- 2 内閣総理大臣は、前項の規定による立入り、質問又は検査を行う場合において特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に銀行の子法人等若しくは当該銀行から業務の委託を受けた者の施設に立ち入らせ、銀行に対する質問若しくは検査に必要な事項に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

【参考2】金融検査に関する基本指針（抜粋）

II 検査等の実施手続等

3-1 立入検査開始前

(4) 被検査金融機関に対する重要事項の事前説明等

主任検査官は、立入開始前に（無予告の場合は、立入開始後、速やかに）、以下の対応を行う。なお、その際、必要に応じて、被検査金融機関の承諾を得て、被検査金融機関の施設内で説明等を行うことができる。

イ. 被検査金融機関に対して別紙に定める重要事項について説明を行い、立入初日までに（無予告の場合は、立入開始後、速やかに）、代表権を有する役員より承諾を得る。

ロ. 検査の円滑な実施の観点から、必要な庶務事項等について被検査金融機関と協議する。

ハ. 必要に応じて、被検査金融機関より、経営状況の概要の説明を受ける。

3-2 立入検査中

(1) 検査命令書等の提示

主任検査官は、無予告で実施する立入検査の開始に際しては、被検査金

融機関の役員その他の責任者に対して、検査命令書及び金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書を提示して、検査を行う旨を告げなければならない。その際、立入を行う検査官名を伝達する（立入途中で変更があれば、その都度、伝達する。）。

また、予告・無予告を問わず、立入中、関係人の請求があったときには、金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書を提示する。

（6）実地調査

被検査金融機関の実態把握やその業務の適切性の検証を効果的に行うために、必要に応じて、検査官が、被検査金融機関の役職員が現に業務を行っている施設、資料保管場所等に直接赴き、原資料等を適宜抽出・閲覧等を行いつつ、業務運営について調査（以下「実地調査」という。）を実施する。

実地調査の実施に当たっては、検査が被検査金融機関の任意の協力に基づくものであることに留意し、被検査金融機関の物件を閲覧し、又は、提出を受ける際には、その承諾を得るとともに、以下の要領で行う。

なお、被検査金融機関の担当者等が実地調査に対して不適切な対応をしていると認められる場合には、主任検査官は、この旨を被検査金融機関の責任者に告げ、改善を求める。

イ．実地調査は、検査の効果的な実施の観点から、原則として、無予告とする。ただし、検査上の必要性、事務量、前回検査結果等を勘案のうえ、対象場所、日程等について、事前に被検査金融機関に通知することができる。

ロ．主任検査官は、実地調査の実施に当たっては、以下の点を検査官に周知徹底する。

- ① 実地調査の実施が、極力、被検査金融機関の営業に支障が生じないように配慮する。
- ② 役職員のプライバシーに関する個人所有物など、業務に係る物件以外の物件について、閲覧を求めない。業務に係る物件かそれ以外の物件かの判断が困難な場合は、相手方の承諾を得たうえで、その判断に必要な限度で確認を行い、判断する。
- ③ 調査は複数の検査官をもって行うものとし、被検査金融機関の責任者等一人以上を立ち合わせる。

ハ．主任検査官は、実地調査に着手した際には、検査局総務課に連絡する。

ニ. 実地調査の実施に当たっては、対象とする施設等に置かれている全ての業務に係る物件の中から、検査に必要な原資料等を適宜抽出したうえで、閲覧を求める。

ホ. 上記ニにおいて閲覧を求めた原資料等を、実地調査を行う施設等以外に持ち出す等の場合には、管理簿などで適切に管理する。

3-3 立入検査終了後

4 情報管理

(4) 検査関係情報及び検査結果通知書の内容の取扱い

検査関係情報（注1）及び検査結果通知書の内容は、「検査部局の判断」等を含むものであり、検査の実効性の確保等の観点から守秘義務の対象となる情報として、検査部局の責任でこれらの管理を行う必要がある。このため主任検査官は、立入前に（無予告の場合は、立入開始後、速やかに）、被検査金融機関に対して、検査関係情報及び検査結果通知書の内容について、立入終了前であれば主任検査官、立入終了後であれば検査局審査課長（財務局においては、審査担当課長）の事前の承諾なく、検査・監督部局又は被検査金融機関以外の第三者（注2）に開示してはならない旨を説明し、立入初日までに（無予告の場合は、立入開始後、速やかに）、この旨の承諾を得る。

（注1）ここでいう「検査関係情報」とは、検査中の、検査官からの質問、指摘、要請その他検査官と被検査金融機関の役職員等との間のやりとりの内容をいう。

（注2）ここでいう「第三者」には、被検査金融機関の経営全般を管理する立場にある持株会社（銀行法第2条に規定する銀行持株会社及び保険業法第2条に規定する保険持株会社）及び海外本店等（外資系金融機関の場合）のうち、所定の様式の承諾書を事前に検査局に提出している者は、原則として含まれない。

(別紙)

説明等事項一覧

「金融検査に関する基本指針（以下「本基本指針」という）」の「3-1（4）イ」に定める重要事項を以下のとおり定める。

1. 基本的な説明事項

- (1) 立入検査の根拠（法令根拠、検査命令書等）
- (2) 立入開始日、検査官名簿、検査の種類、主な検証範囲（自己査定の検証を行う場合には検査基準日も含む）

2. 立入検査開始までに（無予告の場合は、立入開始後、速やかに）調整する事項

- (1) 事前に提出を求める資料等の記載内容、提出期限、提出方法、資料作成に当たっての留意事項等
- (2) 円滑な立入検査を実施する観点から金融機関側に準備を要請する事項
- (3) 検査通知後における自然災害発生等の場合の対応
- (4) 被検査金融機関からの要望
- (5) 立入検査期間中の被検査金融機関との意思疎通の方法（本基本指針における「3-2（4）（5）（6）並びに（9）のイ、ニ及びト」等を参照のこと）

3. 立入検査における留意事項（役職員に周知を依頼する事項）

- (1) 本基本指針の内容
- (2) 検査関係情報、検査結果通知書の内容の取扱い上の注意（本基本指針における「4」を参照のこと）
- (3) 検査状況の経営陣への的確な報告
- (4) その他主任検査官が適切と判断する留意事項

（ 以下省略 ）